

イオンタウン名取の届出概要について (法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出日 令和元年11月29日
- 3 店舗の名称 イオンタウン名取
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 5 店舗所在地 名取市飯野坂三丁目5番10号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場No. 1 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
駐車場No. 2 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
(変更後) 駐車場No. 1 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
駐車場No. 2 午前6時から午後10時まで
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後10時まで
(変更後) 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
- 7 変更する年月日 令和元年11月30日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日：令和元年12月13日
 - ・縦覧期間：公告の日から令和2年4月13日まで(公告の日から4か月)
 - ・地元説明会：掲示による説明
 - ・市町村等からの意見書提出期限：令和2年4月13日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限：令和2年7月29日(届出から8か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,501㎡
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 258台
 - (2) 駐輪場の収容台数 72台
 - (3) 荷さばき施設の面積 155㎡
 - (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 39㎡
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
スーパーマーケット 24時間
その他店舗 開店：午前9時 閉店：午後10時
 - (2) 駐車場出入口の数 4箇所

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

名取市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
一般駐車場や荷さばき施設における自動車アイドリング等の騒音によって、周辺地域の生活環境に悪影響が及ぶことがないよう、引き続き十分な配慮をされたい。	一般駐車場や荷さばき施設における自動車アイドリング等の騒音により周辺地域の生活環境に悪影響が及ぶことがないよう、引き続き配慮いたします。 <input type="checkbox"/> 県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	イオンタウン株式会社	
届出年月日	令和元年11月29日	
店舗名称	イオンタウン名取	
所在地	名取市飯野坂三丁目5番10号	
市町村の意見	<input type="checkbox"/> あり	なし
地域住民等の意見	あり	<input type="checkbox"/> なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
騒音関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	なし	